



北陸地方整備局建政部
記者発表資料

配布日時	令和3年10月26日
取り扱い	配付を以て解禁

## 「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します！ ～ みんなで守る適正取引 ～

国土交通省及び都道府県では、10月・11月・12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等、幅広く法令遵守に関する活動を実施します。

「建設業取引適正化推進期間」については、国土交通省ホームページをご参照ください。  
URL：[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk1\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000027.html)  
( [建設業取引適正化推進期間] で検索も可能です。 )

「建設業取引適正化推進期間」における取組として、建設業における一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。

### ■ 講習会の概要 ※詳細は別紙をご覧ください。

開催日時：令和3年11月25日（木）13：15 ～ 17：00

開催方法：オンライン（Zoomミーティング）

募集定員：500名 ※建設業に従事されている方に限ります

講習内容：建設業における適正な取引について  
建設工事における労働災害防止について

申込方法：北陸地方整備局ホームページに掲載の受講申込書に必要事項を記入し、メールにより申込み

申込〆切：令和3年11月15日（月）

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、オンラインでの開催となります。
- 本講習会は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習となります。
- 講習会当日の取材を希望される場合は、事前登録制とさせていただきますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、講習会の運営上、写真撮影は冒頭挨拶までとさせていただきます。

#### 【配布先】

新潟県政記者クラブ  
新潟県政記者クラブ  
富山県政記者クラブ  
石川県政記者クラブ  
その他建設専門紙

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局  
建政部 建設業適正契約推進官 松原（まつばら）  
建政部 計画・建設産業課 課長補佐 渡邊（わたなべ）  
Tel：025-370-6571 Fax：025-280-8746

建設業取引適正化推進期間

受講無料

# 建設業法令遵守に関する講習会 開催のお知らせ

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です。建設業における一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象とした「建設業法令遵守に関する講習会」を開催します。是非ご参加ください。受講は無料です。

開催日時 令和3年11月25日（木） 13:15～17:00

開催方法 オンライン（Zoomミーティング）

募集定員 500名 ※建設業に従事されている方に限ります

## 講習内容及びスケジュール（予定）

※講義タイトルは変更となる場合があります

### ■ 建設業における適正な取引について【13:25～15:30】

- ・ 建設業における最近の話題及び建設キャリアアップシステムについて 講師:国土交通省 北陸地方整備局
- ・ 建設業における取引の適正化 講師:(公財)建設業適正取引推進機構
- ・ 建設資材関連業者等との取引条件改善 講師:経済産業省 製造産業局

### ■ 建設工事における労働災害防止について【15:40～16:55】

- ・ 建設工事における労働災害防止対策 講師:厚生労働省 新潟労働局
- ・ 足場等に係る安全措置 講師:全国仮設安全事業協同組合

主催 国土交通省 北陸地方整備局、厚生労働省 新潟労働局、新潟県、富山県、石川県

協賛 (公財)建設業適正取引推進機構、(一社)新潟県建設業協会、(一社)富山県建設業協会、富山県建設産業団体連合会、(一社)石川県建設業協会

※本講習会は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習となります。

受講には、**別途申込みが必要**です。受講申込書（裏面）に必要事項をご記入いただき、**令和3年11月15日（月）までにメールにて申込み**ください。

お問い合わせ

北陸地方整備局 建政部  
計画・建設産業課

わたなべ けんもつ  
渡邊・間持

TEL:025-370-6571（直通）

# 受講申込書

【建設業法令遵守に関する講習会 (R3.11.25)】

ふりがな 建設企業名				
所属建設業団体				
所在地	〒			
許可行政庁	( )			
<b>受講希望者</b> ※受講希望者のE-mail アドレスを必ずご記入 ください	①	役職 :	ふりがな 姓 氏名 :	<b>C</b> 受講証明 <b>P</b> 要否 <b>D</b> 登録番号 <b>S</b> (個人ID) <b>に</b> 受講証明 <b>関</b> 要否 <b>する</b> 登録番号 <b>事</b> (個人ID) <b>項</b> 受講証明 要否 登録番号 (個人ID)
		E-mail :		
	②	役職 :	ふりがな 姓 氏名 :	
		E-mail :		
	③	役職 :	ふりがな 姓 氏名 :	
		E-mail :		
<b>連絡担当者</b> (記入者)	所属部署 :	担当者名 :		
	TEL :	E-mail :		

※本申込書は下記URLのリンクからダウンロードの上、**Excel形式のままメールで送付**してください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/houreijunshu.html>

## 注意事項

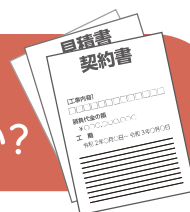
- \* 定員に限りがあるため、申込みは**1社あたり3名まで**とさせていただきます。
- \* 受講申込みの受付については**先着順**（但し、新潟県、富山県、石川県の建設企業を優先します）とし、**定員になり次第〆切**とさせていただきます。なお、定員に達しない場合でも、**令和3年11月15日(月)**に受付を終了します。
- \* 定員等により受講をお断りする場合は、個別にご連絡します。連絡がない場合は受講可能です。
- \* 受講方法、講習で使用する資料及びWeb会議システムのURL等については、講習会の1週間前を目処に、**申込書に記載された受講者のメールアドレス宛**に送付しますので、メールアドレスの記載間違いのないようお願いいたします。
- \* CPDSの受講証明を希望された方につきましては、受講のエビデンスとして、**講習会の開始、中間、終了直前に受講者氏名と顔が含まれたスクリーンショットを主催者側で取得します**ので、**受講者1名につき1台のカメラ付きのPCが必要**です。なお、CPDSの受講証明を希望されない場合は、カメラ付きのPCである必要はありません。
- \* CPDSの受講証明を希望された方につきましては、**主催者側でCPDS事務局へ代行申請を行います**ので、個別に申請いただく必要はございません。なお、個別の受講証明書は発行されません。
- \* 本申込書にご記入いただいた個人情報、講習会に関する業務以外の目的には使用しません。

# その見積りは 適正な価格に なっていますか？



みんなで守る適正取引

- ・その金額ありきで、見積りを作らせていませんか？
- ・労務費や法定福利費を見積りに反映させていますか？



請負代金を決定するにあたっては、双方で見積り依頼・提出を踏まえて協議を行ってください！



令和3年度 10・11・12月は

## 建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間

検索

主催 国土交通省、都道府県  
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構